

# 平成 29 年度 守山市民病院 看護学生修学資金 貸付希望者の募集

## 1 趣 旨

守山市民病院において将来看護師として勤務しようとする方に対し、守山市看護学生修学資金の貸付を行います。

## 2 貸付対象者

次の各要件を備えている方からの申請により、その方に対し、無利子で修学資金の貸付けを行います。

- ① 看護師免許取得の為、学校または養成所に現在在学している方
- ② 学校または養成所を卒業した後、直ちに守山市民病院において看護師の業務に従事する意志のある方
- ③ 守山市民病院への就職予定日において、35 歳未満である方
- ④ 心身ともに健康である方

## 3 貸付額および貸付期間

貸 付 額：50,000 円／月

貸付期間：貸付を受けた年度の最初の月から、卒業年度の最終月まで

## 4 修学資金の返還免除について

修学資金の貸付を受けた方が、学校または養成所を卒業した後、直ちに看護師として守山市民病院の職員となり、貸付を受けた期間に相当する期間、この業務に従事した場合、修学資金の返還を免除します。

## 5 募集人数

平成 32 年 3 月卒業予定者 4 人

平成 33 年 3 月卒業予定者 1 人

## 6 お申し込み

### (1) 提出書類について

- ①看護学生修学資金貸付申請書
- ②履歴書

### (2) 提出方法

平成 29 年 5 月 11 日（木）午後 5 時までに守山市民病院総務課に提出（必着）してください。申請用紙は守山市民病院総務課にあります。お電話にて請求していただければご郵送いたします。

## 7 選考日時、方法

平成 29 年 5 月 12 日（金）午後 6 時 30 分から 小論文および面接  
守山市民病院 総務課にて受付します。

## 8 貸付けの決定について

提出書類および面接の結果により貸付けの可否について決定し、文書にて通知します。ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

## 9 その他

貸付を受けておられる方が、在学途中で退学、成績不良により留年した場合（正規の修学年数内に卒業できないことが確定した場合を含む）、もしくは、学校または養成所を卒業した後、直ちに看護師として守山市民病院の職員にならなかった場合は、貸付契約を解除し、修学資金を直ちに全額返還していただきます。

## 10 お問い合わせ

守山市民病院 総務課 〒524-0022 守山市守山四丁目 14 番 1 号 TEL:077-582-5151